

〒085-0016 釧路市錦町 2 丁目 4 番地 釧路フィッシャーマンズワーク MOO 4 階
釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課

Tel 31-4579

Fax 22-9096



男女共同参画社会基本法 制定10周年です

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための5つの柱(基本理念)を掲げています。また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



男女平等参画社会基本法
平成 11 年 6 月 23 日公布・施行

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

基本理念

男女共同参画社会を実現するための5本の柱

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

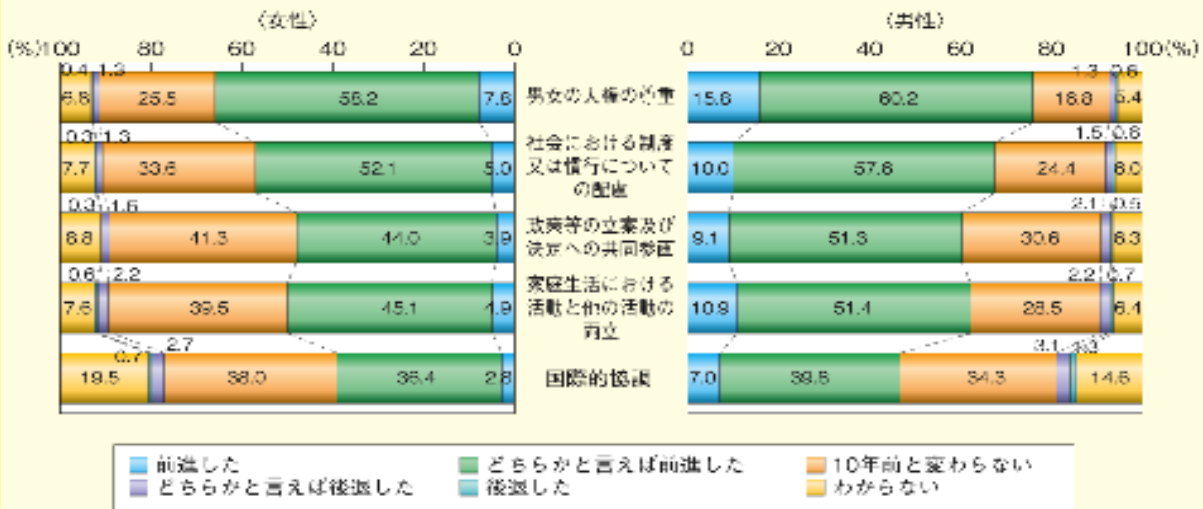
- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

◎男女平等参画社会基本法の理念の実現状況についての評価（10年前との比較）

内側から外側に向かって「前進した」⇒「どちらかと言えば前進した」⇒「10年前と変わらない」⇒「どちらかと言えば後退した」⇒「後退した」⇒「わからない」となっています（女性は右から左へ、男性は左から右へ）



出典：男女共同参画白書 平成 21 年版

「男女の人権の尊重」は前進していると答えた人が多いね。でも、10年前と変わらないって思っているのは女の人の方が多いみたい。



講演会のお知らせ

参加はすべて無料です。
多数の参加をお待ちしております！

◎釧路市家庭生活カウンセラー研修講座特別公開講座『ユーモアと癒し』

講師：浮世亭 狂楽氏（釧路落語めい人会）
日時：10月24日（土）午後1時～3時
会場：まなぼっと幣舞 802・803号室
主催：釧路市家庭生活カウンセラー養成講座運営委員会
問合せ先：市教委生涯学習課 Tel 0154-31-4549

※「家庭生活カウンセラー養成講座」は（社）北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの地方講座として昭和56年から継続して開講している講座です。

◎DV防止講演会『女性に対する暴力の根絶に向けて』

講師：遠藤 智子氏
（NPO法人全国女性シェルターネット事務局長）
日時：11月7日（土）午前10時～正午
会場：観光国際交流センター 視聴覚室
主催：NPO法人駆け込みシェルター釧路
共催：釧路市・釧路市教育委員会
問合せ先：釧路市こども家庭課 Tel 0154-31-4204
市教委生涯学習課 Tel 0154-31-4549

DVって?

DV（Domestic Violence ドメスティック・バイオレンス）とは、夫や恋人など、親しい関係のパートナーから、妻や恋人に対して行なわれる暴力で、身体的だけではなく、さまざまな形態の暴力を使って加害者は被害者を支配（コントロール）しようとしています。日本では「思春期の子から親への暴力」をさす言葉としても使われています。DVは大人だけの問題ではなく、若い世代にも起こっており、これを「デートDV」といいます。

◎キャリアアップセミナー・女性の就労に向けての講演会

『女性の社会保険労務士さんによる 役立つやさしい社会保険の仕組み』
講師：千田 都茂美氏（都社労士事務所 所長・社会保険労務士）
日時：11月28日（土）午後1時～3時
会場：まなぼっと幣舞 多目的ホール ***託児おこないません***
主催：釧路母子家庭等就業・自立支援センター 共催：釧路市・釧路市教育委員会
申込・問合せ先：母子家庭等就業・自立支援センター Tel 0154-22-2401